

国民健康保険特別会計について

令和5年5月25日

市民課医療保健係

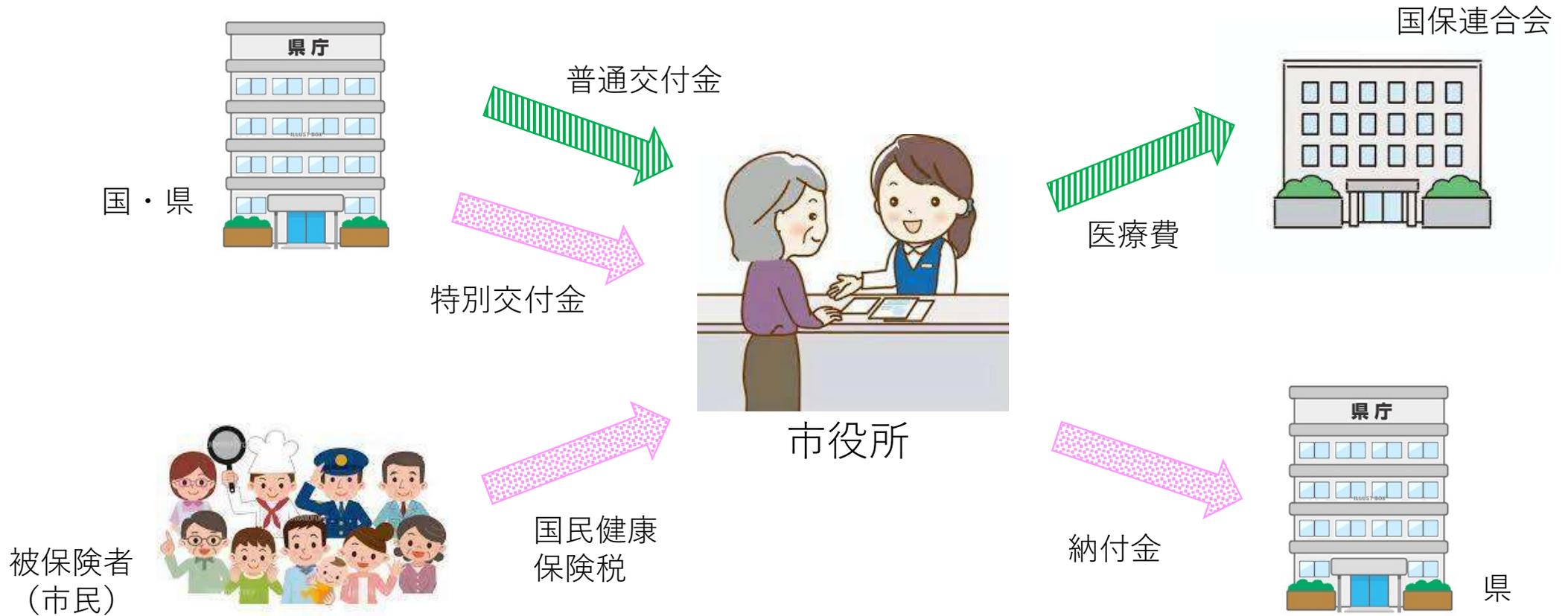
松本浩一

国民健康保険とは？

☆病気やケガした場合に、安心して医療を受けられるように、加入者が保険税を納め、医療費の負担を支え合う制度です。

☆他の医療保険制度（社会保険、後期高齢者医療制度など）に加入されていない全ての国民を対象とした医療保険です。

国民健康保険の運営について



嘉麻市の国民健康保険会計

歳出

総務費 2%
(人件費、委託費等)

保険給付費等 73%
(療養給付費、
療養費等)

納付金 23%
(市町村に課せられる
県への納付金)

歳入

一般会計繰入 9%

国費、県費等
76%

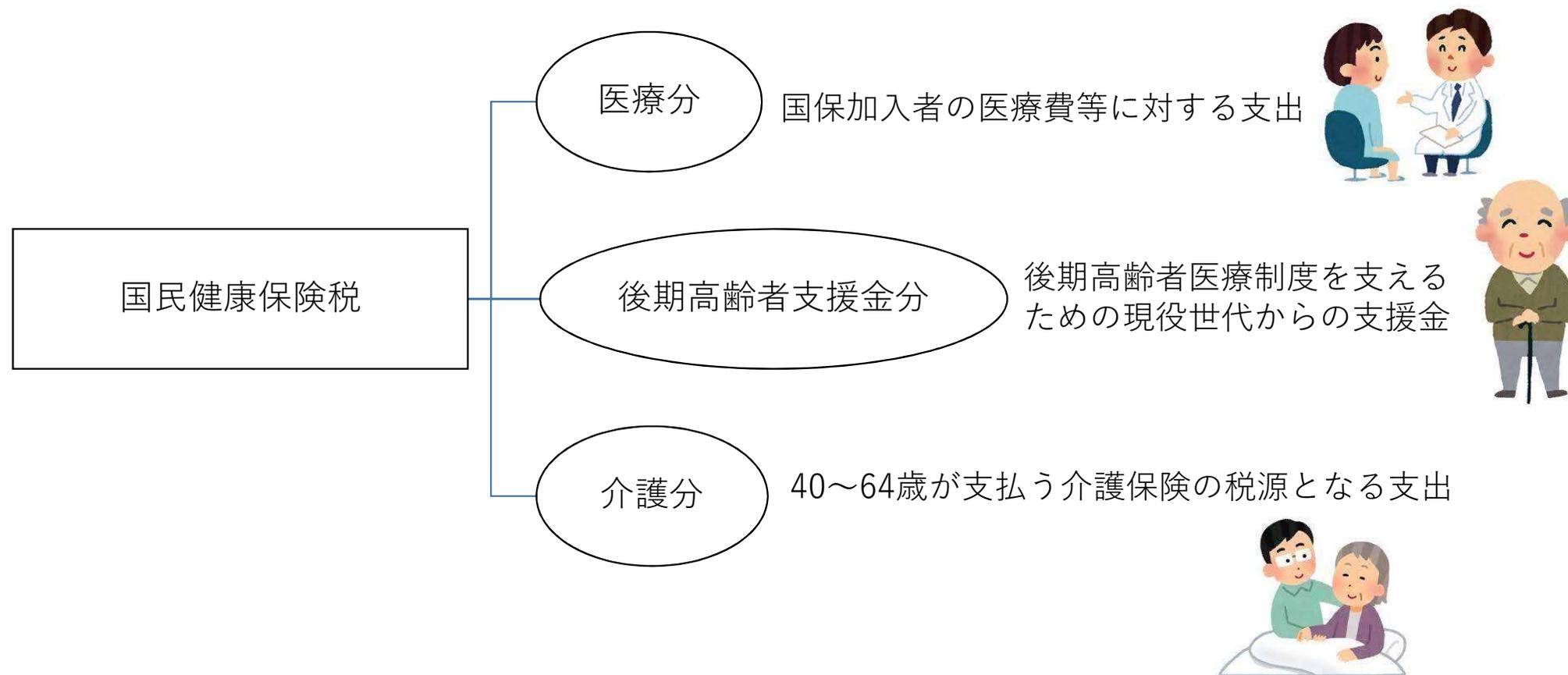
保険税 15%
(一部、国費、県費)

概ね、総務費は一般会計繰入で、保険給付費は、国や県からの交付金等で賄われています。

※ 基本的に、納付金と保険税の関係で、単年度の収支状況が決まります。

国民健康保険税の構成について

国民健康保険税は、以下の3つに充てられています。



嘉麻市の国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税は、

所得割

加入者の所得
に応じて負担

均等割

世帯の加入者1人
あたり一律に負担

平等割

世帯あたり
一律に負担

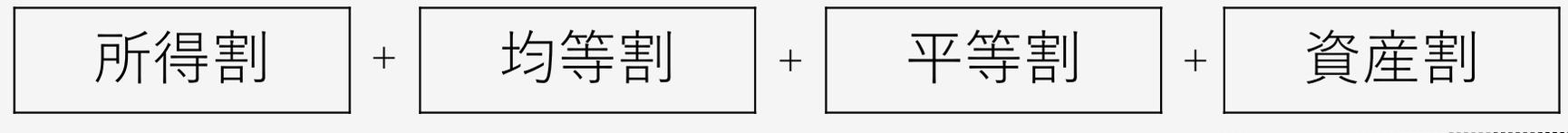
資産割

世帯の加入者の固定
資産に応じて負担

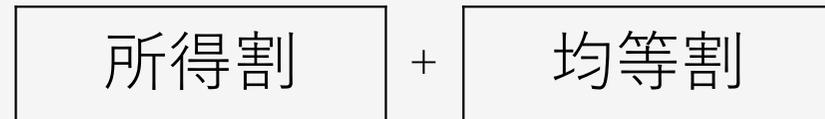
の4つの区分により計算されます。

嘉麻市は、以下のとおりで課税しています。

「医療分」と「後期高齢者支援金分」は、



「介護分」は、



福岡県で現在「資産割」を採用している自治体は、5自治体です。
福岡県で今後保険料を統一する時は「資産割」は採用されない予定です。

国民健康保険の税率について

県が示す市町村標準保険料率を参考に、嘉麻市の国保財政等を踏まえて、嘉麻市が決定しています。

嘉麻市の保険税率 令和5年度 ※介護分は40～64歳のみ

	医療分	支援金分	介護分	計
所得割率	8.50% (17)	3.50% (2)	1.5% (57)	13.5%
資産割率	30% (1)	20% (1)		50%
均等割額	20,000円 (53)	6,500円 (52)	10,500円 (19)	37,000円
平等割額	23,000円 (46)	6,500円 (47)	—	29,500円

() 内は福岡県内60自治体中の順位 順位が高いほど税額が高い

国民健康保険税のイメージ

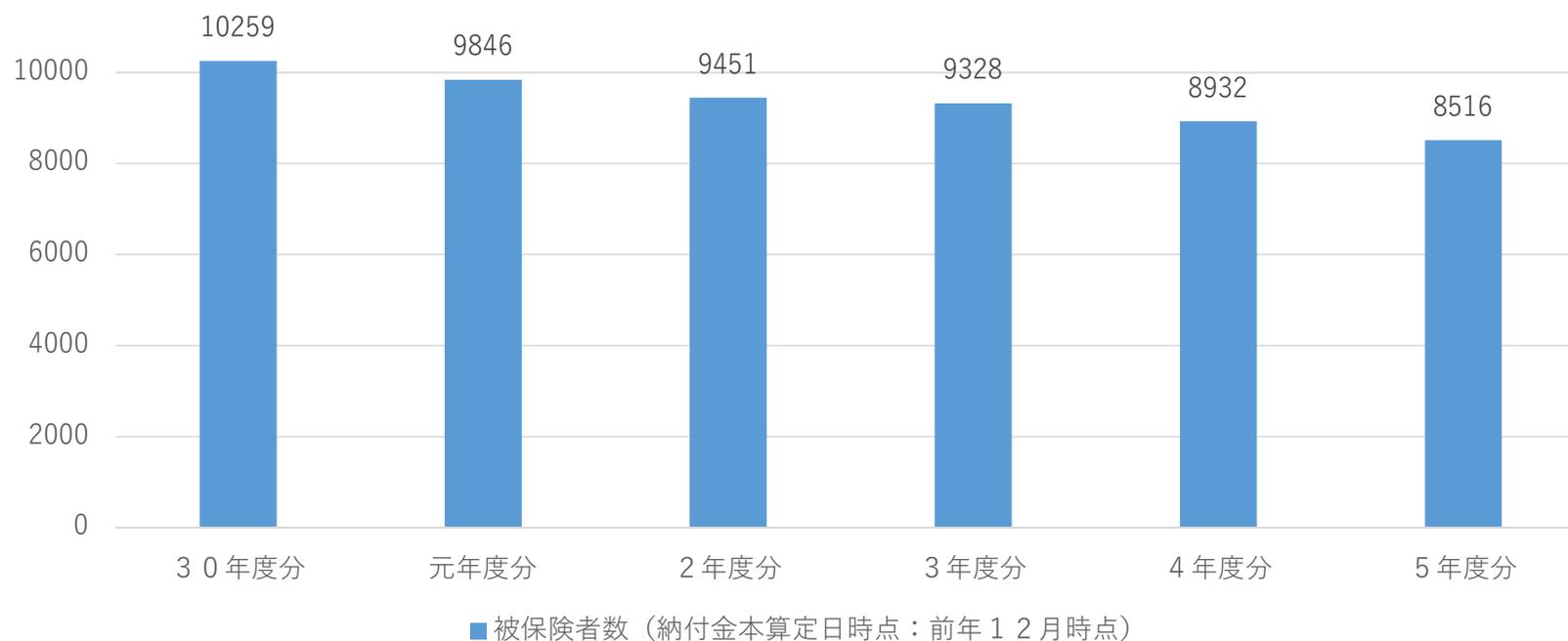
※支援金分とは「後期高齢者支援金分」

世帯状況		所得割	均等割	平等割	資産割
夫（46歳） 世帯主 所得（400万） 固定資産税（5万）	医療分	303,450	20,000	29,500 (嘉麻市は介護分につき、 平等割はなし)	15,000
	支援金分	124,950	6,500		10,000
	介護分	53,550	10,500		
妻（43歳） 所得（0） 固定資産税無	医療分		20,000		
	支援金分		6,500		
	介護分		10,500		
子（14歳）	医療分		20,000		
	支援金分		6,500		
	介護分				
子（10歳）	医療分		20,000		
	支援金分		6,500		
	介護分				

※税が賦課されるのは基本的に世帯主
100円未満は切り捨て

夫のみ所得と固定資産税があるため、所得割と資産割がかかる。
夫と妻は40～65歳であるため、介護分がかかる。
平等割は、世帯あたりにかかる。

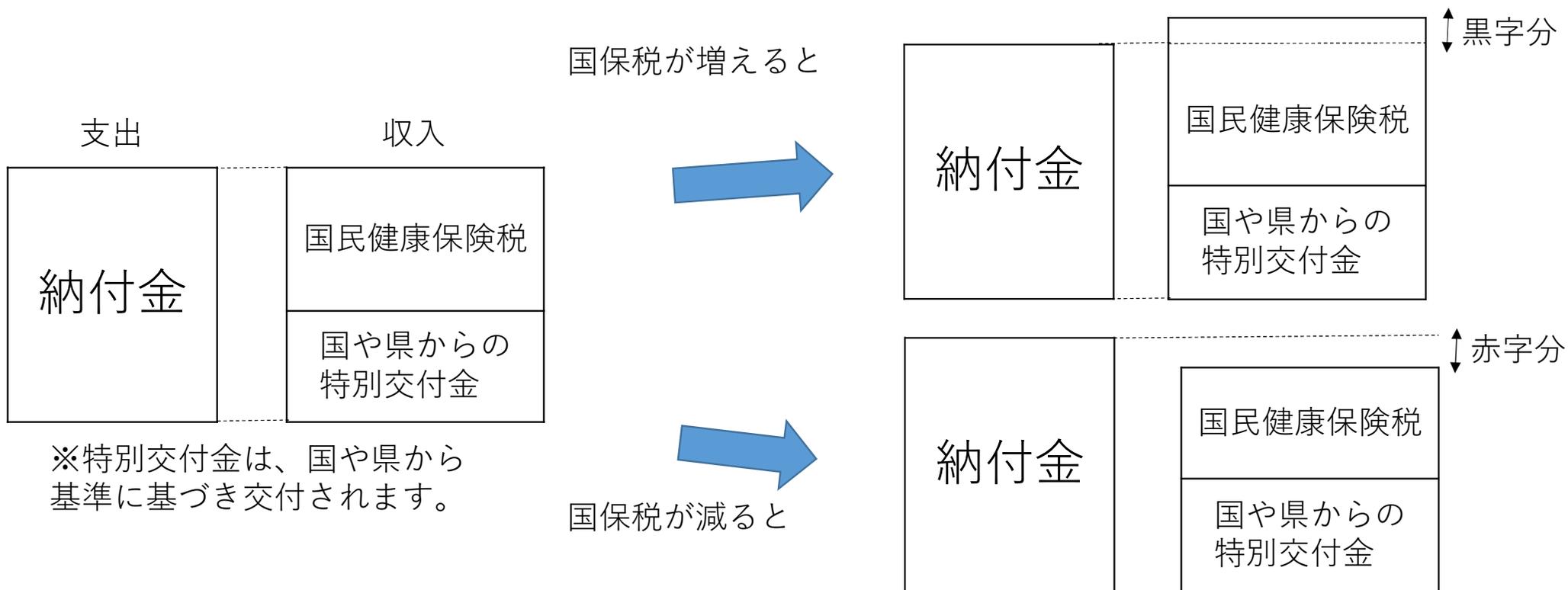
被保険者数の推移



1年あたり平均300人程度減少しています。

納付金とは？

県全体の保険給付費等を賄うために、必要な額を県内市町村が支払う県への負担金 ※ 国の動向等で金額が左右されるため、予測ができない。



納付金の金額と1人あたりの納付金負担額の推移

納付金合計額の推移

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,103,156,825円	1,239,183,329円	1,168,699,294円	1,114,932,371円	1,106,249,384円	1,097,288,001円
約1億3,000万円↑ 約7,000万円↓ 約5,000万円↓ 約1,000万円↓ 約1,000万円↓					

1人あたりの納付金額の推移

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
107,531円	125,861円	123,659円	119,525円	123,852円	128,850円
約18,000円↑ 約2,200円↓ 約4,000円↓ 約4,000円↑ 約5,000円↑					

納付金の金額が減っているものの、1人あたりの納付金の負担額は上昇しています。

納付金を賄うための税率水準

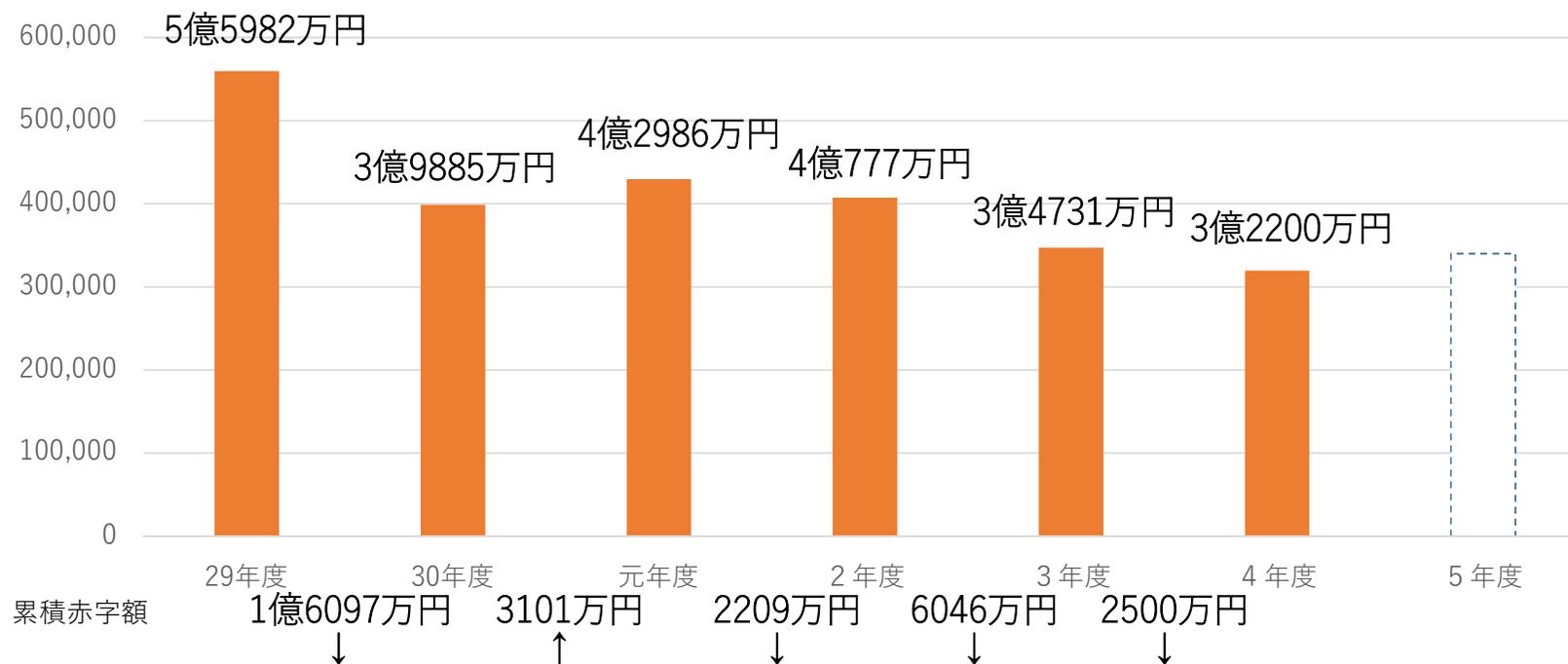
県は各市町村の状況（所得水準や医療費水準）に応じて、納付金額を決め、その納付金を賄うための税率を市町村ごとに示しています。 . . . 市町村標準保険料率

市町村標準保険料率（3方式）令和5年度

※（ ）嘉麻市現行との比較

	医療分	支援金分	介護分	計
所得割率（%）	7.28（▲1.22）	2.73（▲0.77）	2.36（0.86）	12.37（▲1.13）
資産割率（%）	資産割はなし			
均等割額（円）	26,853（6,853）	9,798（3,298）	10,785（285）	47,436（10,436）
平等割額（円）	27,466（4,466）	10,021（3,521）	8,408（8,408）	45,895（16,395）

累積赤字について



特別交付税の減少、被保険者数減少に伴う国保税の減収により、令和5年度は赤字に転落する可能性があります。

課題

今後想定される県内での保険料（税）の統一に向けて、

- ◎ 資産割のあり方について
- ◎ 今後想定される赤字転落と累積赤字の解消について